

第1回吹田市立南山田市民ギャラリー指定管理者候補者選定委員会 議事録

- 1 開催日時 令和3年7月8日(木) 開会 午後3時00分 閉会 午後4時20分
- 2 開催場所 市役所本庁舎低層棟3階 入札室
- 3 次第
 - (1) 委員委嘱
 - (2) あいさつ
 - (3) 委員紹介
 - (4) 職員紹介
 - (5) 委員長及び副委員長の選任
 - (6) 諮問
 - (7) 審議
案件 1) 指定管理者募集要項について
2) 指定管理者候補者の選定基準について
 - (8) その他事務連絡
- 4 出席委員 橋本 行史 委員長 (関西大学政策創造学部教授)
串崎 幸代 副委員長 (千里金蘭大学生生活科学部准教授)
島 成代 委員 (吹田市文化団体協議会副会長)
柳瀬 真佐子 委員 ((特非)市民ネットすいた理事)
井上 寧 委員 (近畿税理士会吹田支部)
- 5 欠席委員 なし
- 6 公開・非公開の別 非公開・公開
理由：吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針の第9項第2号、及び吹田市情報公開条例第7条第3号及び第4号の規定による。
- 7 会議進行
 - (1) 委員委嘱
議事省略のため、委嘱状は机上配付
 - (2) 都市魅力部からあいさつ
都市魅力部長あいさつ
 - (3) 委員紹介
事務局より紹介

- (4) 事務局職員紹介
事務局より紹介
- (5) 委員長及び副委員長の選任
委員長、副委員長を選任
- (6) 諮問
委員長へ諮問書を手渡し
- (7) 審議 案件

1) 指定管理者募集要項について

ア 事務局より 吹田市立南山田市民ギャラリー募集要項(案)について説明

イ 主な発言要旨

- (委員長) 現指定管理者についてと、どういう管理状況であるかを教えていただきたい。
- (事務局) 現在の指定管理では、南山田地域文化推進協議会という団体が管理している。
- (委員長) コロナ禍であるがどのような管理をしているか。
- (事務局) 平常の管理では、市民の方々の作品展示や作品展示の募集、また、市の展示に協力いただいている。
- (委員) 現指定管理者が、指定管理を受けることとなった経緯を教えていただきたい。また、どういう基準であったのか。
- (事務局) 選定委員会を経て募集をし、応募があったところを選定している。前回は1者の応募で、1者が選定された。過去には何者か応募された場合もあったが、現在の指定管理者の選定の際には、1者の応募で1者の選定になっている。
- (委員長) 応募資格に「団体であること」とあり、個人ではだめだということによいか。
- (事務局) 地方自治法に「法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる」とあるので、応募資格の(3)で、「概ね市民で組織される営利を目的としない団体」としている。個人は指定管理者になることができない。
- (委員長) 株式会社等は除外されるということか。
- (事務局) 住居のあるマンションの1階の一部を、寄附いただき、ギャラリーとしていることから、営利を目的とすると、住民に迷惑がかかる可能性もある。平成16年には、現指定管理者である団体と、アート関係の団体等から、応募があった。
- (委員) 「営利を目的としない団体」という要件は寄附者の意向か。
- (事務局) 寄附者の意向ではない。「オール吹田」ではあるが、地域性を一定出すべきものとして、市の方で、市民に運営していただくことを考え規定を設けた。
- (委員長) 市民が運営している現在の状況下で、高齢化で管理ができない、定例化して上手くいっていない等はあるのか。あるいは、地域の方々が、文化に親しむ場として、上手く運営しているのか。
- (事務局) コロナ禍で実施が困難な部分もあるが、事業計画では、自主事業として、地域や学校での作品展、公民館で活動している方の展覧会等、月1回程度、9件ほどあり、地域での活動は活発にしている。それ以外にも、一般の申込みが何件かある。

地域にギャラリーがあり、そこで活動しているという面では、成果を出されていると考えている。また、受付や使用料を徴収するという管理と併せて、空き時間には、自主事業として、学校や公民館等に呼びかけ、絵や作品を飾ってもらう取組を率先的に行っている。

(委 員) 「オール吹田」の施設であれば、限られた地域の団体が運営をすると、その地域に対し、施設使用の面で、独占しがちなところが出てくる。一方で、市としては「オール吹田」の施設として設置しているのであれば、「オール吹田」に対する発信も、指定管理者に求めているということか。

(事務局) 場所の問題等はあるが、現指定管理者は、地域以外でも展示等を広げたいと考えており、市報すいたにも掲載をしている。市庁舎にもギャラリーがあるので、その利用者に対し、広げるような試みを行いたいと考えている。そのような発信をしていきたいと現指定管理者からも聞いている。

(委員長) ロケーションや施設の規模を考えると、限られた地域をイメージしているように見えるところがある。

(事務局) 募集では、地域に限定せず「吹田市民」と記載している。ギャラリー自体は、暮らしに身近な場所で作品展示をするという方針であり、展示内容については「オール吹田」としている。身近な場所という意味では、南山田には市民ギャラリー、庁舎内には市庁舎ギャラリーを設け、近場で立ち寄ったところで見られるということを、ギャラリーの設置目的としている。

(委 員) 市民の場なので誰もが行くことができる場所ではあるだろうが、どうしても地域性のある場所になる。

(事務局) 管理は施設の所管課であるが、千里丘市民センターや岸部市民センターでも同様の形でギャラリーとして、市民の作品展示をしている。

(委 員) 「オール吹田」の施設ではあるが、地域性のあるローカルのものが含まれていると思う。約3,600,000円の投資があるが、税金であるので、効果的なことを今後しっかり行ってもらいたい。

(事務局) 市の文化行事でのサテライト会場等、使用を広げていきたいという考えはあるが、コロナ禍で進んではない。市として、新たに策定する計画の中で、地域に根差した文化や、障がい者等、皆で一緒に行っていくことを考えている。また、使用料を徴収しての使用も、どこまで広げられるかが課題である。

(委員長) 指定管理料が、市全体にわたっているならば、大きな問題にはならないが、平等かどうかの問題が残る。ポイントとなるのは、十分な事業がなされているかということになる。

(委 員) 今の状況で、1年半ぐらいは止まった状態なのか。

(事務局) そもそも開館できない状況も一部あった。

(委 員) 指定管理者はどういう状況にいるのか。閉館していれば指定管理料の支払いはないのか。

(事務局) 昨年度は、閉館期間中の一部は返金をしてもらった。今年度は、閉館中は、寄附

された作品のメンテナンスや、研修等を行うような形で、勤務していた。

2) 指定管理者候補者の選定基準について

ア 事務局より指定管理者候補者の選定基準及び選定方法について説明

イ 主な発言要旨

- (委員長) 選定基準の1「平等な」を「適正な」に見直してはどうか。2つ目は、新しいニーズについてどのように把握しているかの附属資料を提出いただくかどうか。3つ目は、新たな文化的取組について、提案をしていただきたい。
- (委員) 広報や宣伝広告も、業務に含まれると理解してよいか。
- (事務局) 一部は市で行っている部分もあるが、自主的な広報活動はしていただきたい。
- (委員長) 要項のどこにあるのか。
- (事務局) 選定基準の2の評価項目③で、PRという部分を含んでおり、そうした提案があれば、ここで評価をいただきたい。
- (委員) 平等な利用や新しい取組といったときに、発信や、それをどう引き上げていくかが関係してくる。ギャラリーもウェブでできる工夫もある。基準もしくは視点で反映できたらよい。
- (委員長) 新しいという言葉がないので、どこかに入れたい。選定基準の2に、新たに⑦として、新しい取組、情報発信の評価項目を入れていただきたい。
- (委員長) ⑥までであるが、どれか1つをどこかに吸収し、新たに入れるということか。
- (委員) それとも評価項目④の評価視点に入れ込むか。
- (委員長) 選定基準2の④の評価の視点に「新たな取組、情報発信」を入れるというのが1つ。もう1つは、評価項目④に入れる。あるいは表現を変えて「新たな取組とサービスの向上を図るため」など。
- (事務局) 選定基準2の評価項目④を、「新たな取組及びサービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果」とするのはどうか。
- (委員長) 従来と同じように管理しお金をもらうのではなく、時代に合わせて、管理運営していただきたいということで、この趣旨を基準に入れたい。
- (事務局) では、2の評価項目④に、「新たな取組」と追記する。
- (委員) 平等というのは、エリアだけではなく、世代の問題もある。使い方の幅を広げていく可能性があるのか。場があれば、人が集まり、地域住民の色々な工夫で、その場をもっと活性化して、多世代が交流できる可能性があると思う。新しい取組の中の視点としては、そういった工夫がされていればよいと思う。
- (委員長) 新しい取組、主に情報発信をイメージし盛り込んだが、「平等」についてはこの表現で十分か。
- (委員) 地域性というと、高齢の方は、身近になり利用しやすいが、同時に、子育て世帯は外出しがたいので、より身近な場所を求めていると思う。
- (委員長) 選定基準1の「平等」を「適正」に変えたほうがよいか。社会が変化していき、従来は平等が前面に出ていたが、中身を徹底するような時代に入ってきたと言え

る。

- (委員) 公益性があれば平等は当たり前なので、わざわざ入れなくてもよい。
- (委員長) 選定基準については「適正」に合わせていただきたい。次に、世代感の平等等、どこまで盛り込むか。
- (委員) 選定基準1の評価項目②の「平等な」を「幅広い」として、少し拡大するのはどうか。方向性としては、その地域にありローカルであるが、広く使うことも歓迎するという発想なのでよいかと思う。
- (委員長) 選定基準1の評価項目②の評価の視点の頭に「幅広い」を入れるのでよいか。また、選定基準の「平等な」を「適正」に変えるのでよいか。
- (委員) 評価項目②の「平等」を「幅広い」にするのはどうか。
- (委員長) 整理すると、選定基準1は「平等」を「適正」に変える。評価項目②は「平等」を「幅広い」に変える、他は先程の案でよいか。

3) 案件の採決

- (委員長) 案件1 募集要項及び案件2 選定基準及び選定方法について、当案のとおり当委員会として承認することに異議はないか。
- (全委員) 異議なし
- (委員長) それでは、承認した募集要項、選定方法、選定基準に基づいて、当施設の指定管理者候補者の選定を進めることとする。

8 その他事務連絡 事務局から今後の予定について説明

9 閉会